

シリーズ 第103回 人権



子どもたちに土器ドキを！ ～本物に触れる経験を通して～

以前、私は子どもの権利条約について学ぶ機会がありました。この条約においては、教育を受けられること、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できることが大切であるとされています。この条約について学んだ時に、私は自分が出前講座などをしていた時のことを思い出しました。

私は長年、地域にある遺跡の発掘調査やその保護とともに、文化財のすばらしさや価値を広めるための普及・啓発に携わってきました。そして、小学校へ出かけて地域の遺跡や文化財を紹介したり解説したりする出前講座や遠足での古墳の説明を通して数多くの子どもたちと出会ってきました。

出前講座では、校区内の遺跡について解説したり、発掘調査で出土した土器・石器などの実物を実際に手で触ってもらったりしました。また学校の遠足などの時には、子どもたちと一緒に古墳に上ったり横穴式石室の中へ入ったりすることで、教科書だけでは分からない古墳の大きさや石室の広さを体感してもらいました。

子どもたちは千年以上前の人々が使用した生活道具や埴輪などの実物を触り「土器や！」「矢尻はにわや！」「埴輪や！」と目をキラキラさせながら声を上げたたくさんの質問をしてくれました。

このような新鮮な反応からは、今まで見たことも触れたこともなかった地域の歴史遺産が、子どもたちにとって、とても興味深いものであることが伝わってきました。現代では、インターネットなどで簡単に写真や解説などの情報

を得ることができます。しかし、それだけではなく、子どもの周りにいる大人たちが本物を通じて知る機会を用意することで、子どもたちの興味・関心をより引き出すことができると感じました。

当時は、子どもの権利を意識していたわけではありませんが、私がしてきたことは子どもの権利を守ることにつながっていたのかなと思います。

これからも、地域の大人の一人として、子どもたちが実際にその場所に行ったり、本物に触れたりする機会を作り続け、子どもたちが興味・関心を持って学ぶことができる場を提供していきたいです。それが私のできる子どもの権利を尊重し、守ることだと思います。

(60代、男性)

人権豆知識

子どもの権利条約

子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択された、世界中の全ての子どもたちが持つ権利を定めた条約で、日本では1994年に批准されました。この条約は、大きく分けると、衣・食・住に不自由なく命が守られる「生きる権利」、持って生まれた能力を伸ばしながら成長できる「育つ権利」、紛争や暴力などから守られる「守られる権利」、自由に意見を表すことができる「参加する権利」が定められています。

日本では、今年度「こども基本法」が施行され、日本国憲法とこの条約の精神にのっとり、すべての子どもが権利を守られ幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。